

「公文書公開制度等のあり方」に関する
これまでの議論の取りまとめ

平成10年9月

横浜市公文書公開審査会

ま え が き

「横浜市公文書公開審査会」は、昭和63年4月1日、現行の「横浜市公文書の公開等に関する条例」の施行とともに設置され、現在までに通算176回の開催を重ね、公文書公開請求に係る数多くの不服申立ての審査を行ってきた。

この経験を通じ、当審査会では、本制度の利用者である市民の情報公開制度に対する期待と熱意を個々具体的に実感するとともに、現実の情報公開の実施にあたる行政機関の職員の努力と苦心とを目の当たりにして、本制度の利点と限界とを十分に認識してきたと考えている。

ところで、当審査会は、平成9年5月26日、高秀秀信横浜市長から、「公文書公開制度等のあり方」について諮問を受けた。

市長が本制度の見直しにあたり、これを当審査会に諮問されたのは、われわれが不服申立ての審査を通じ、公文書公開制度の下での市民と行政機関双方の現実の立場を中立的にみることにより、時代の変化に対応して改善すべき点を認識していることを念頭におかれてのことだと理解している。

折りしも、国会では行政改革の大きな柱のひとつとして、情報公開法案が審議されている。当審査会はその動向も踏まえつつ、横浜市の条例施行から10年の運用実績とこの間の社会情勢の変化、とりわけ行政改革や地方分権の推進、情報化時代の進展、行政の仕事に向けられる市民の関心の高まりなどを考慮し、目前に迫った21世紀における新たな市民と行政との関わり方の中で、公文書公開制度等はどうあるべきかについて、幅広く議論を重ねてきている。これまでに、制度見直しの審議は16回開催してきた。この間、情報公開の推進に熱心に取り組んでおられる市民団体からのヒアリングや、市民意見の募集、有識者講話会なども実施したところである。そして、毎回の審議の概要については、そのつど会長の私が記者会見を通じてお伝えし、また、審議の要点については、インターネットでも公開してきた。しかし、市長から受けた諮問事項は、条例に規定されている公文書公開制度のみではなく、各種審議会等会議の公開の問題や、外郭

団体の情報公開の推進，個人情報保護条例との関係等多岐にわたり，またそれらはシステムとして相互に関連性があることから，毎回ごとに個々の具体的事項について結論や方向性を出すことが出来ないものが多い。

しかし，それはそれとして，現在までの審議の経過を中間的に公表し，より一層のご意見や批判をいただくこともわれわれの責務と考え，このたび，「これまでの議論の取りまとめ」を公表させていただくことにした。ある部分については，一定の方向性を示しつつも，一部には今後の更なる議論を重ねる必要から，両論併記的になっている部分もある。今回の公表に係るわれわれの議論に対し，市民の皆さんをはじめ各界の率直なご意見をいただき，そのようなご意見も参考にしながら，今年度末に予定している答申の作成に向けて，委員一同引き続き精力的な取り組みをしていく所存である。

平成10年9月4日

横浜市公文書公開審査会

会 長 三 辺 夏 雄

目 次

1	これまでの審議経過	1
(1)	運営方法	1
(2)	検討項目	1
(3)	市民ヒアリング	1
(4)	有識者講話会	1
2	検討項目ごとの議論の要点	3
(1)	公文書公開制度の目的	3
(2)	実施機関の範囲	3
(3)	対象公文書の範囲	4
(4)	請求権者の範囲	5
(5)	非公開事由（公開・非公開の判断基準）	6
(6)	個人情報保護のあり方	7
(7)	公文書公開審査会の審議のあり方	7
(8)	手数料	8
(9)	文書保存・管理のあり方	9
(10)	審議会等の会議の公開のあり方	9
3	今後審議するその他の項目	11
(1)	条例の名称	11
(2)	制度の適正利用	11
(3)	存否応答拒否（グロマー拒否）	11
(4)	その他	11
	(資料)	
1	横浜市公文書の公開等に関する条例	15
2	横浜市公文書公開審査会委員名簿	23
3	審査会での検討項目ごとの主な意見	25
4	市民ヒアリング時の意見	31
5	有識者講話会の概要	32

1 これまでの審議経過

制度見直しに関するこれまでの審議の経過については、次頁にまとめたとおりである。第1回から第3回目までの審議で、会議の運営方法や問題点の抽出や検討項目の選定を行い、大別して8項目の検討項目の柱を設定した。第4回目以降順次各項目に対し、幅広く詳細な検討を加え、議論した。

(1) 運営方法

会議の議論の状況を市民に伝えるために、毎回終了後には会長が記者会見を行い、当日の議論の概要を発表するとともに、要点をまとめた議事録を公開した（議事録は横浜市ホームページに掲載し、インターネットを通じて情報提供している。）。

さらに、会議配布資料は市民情報センターで自由に閲覧できるようにした。

また、市民団体等から意見を聴取する場合は、当該団体（個人）の同意のもとに会議を公開してきた。

(2) 検討項目

検討項目については、8つの柱となる項目を設定したが、情報公開制度というひとつのシステムの中で相互に関連性があることから、毎回結論を集約する手法はとらず、項目ごとの意見を一通り出し合った後に、方向性を求めていくこととした。

今回、「条例の目的」及び「請求権者の範囲」を合わせて、10の検討項目についてその要点を取りまとめたが、内容については、「2 検討項目ごとの議論の要点」に記述するとおりである。

なお、「審査会での検討項目ごとの主な意見」を資料編に掲載した。

(3) 市民ヒアリング

市民に対しては、「広報よこはま」平成9年11月号で現在の公文書公開制度の概要と見直し審議の検討項目を紹介した上で、意見を募集した結果、6件の意見が寄せられた。

さらに、第6回にあたる平成9年11月には、情報公開の推進に取り組む市民団体である「かながわ市民オンブズマン」及び「知る権利・横浜の会」から、また第14回にあたる本年7月には、制度を利用されている市民の方々からの意見を聴取した。その概要については資料編に掲載した。

(4) 有識者講話会

第13回にあたる平成10年6月には、成田頼明横浜国立大学名誉教授を招き、情報公開法案の動向、条例見直しの論点について専門家の立場から助言をいただいた。成田氏の講演の概要については、資料編に掲載した。

これまでの審議経過

回	開催日	審議内容
第1回	平成9年 6月23日	会議運営事項の検討, 検討項目の選定
第2回	7月11日	会議運営事項の決定
第3回	8月11日	検討項目の決定
第4回	9月29日	(各項目ごとの審議) 文書管理の現状と対象公文書の範囲
第5回	10月20日	知る権利, 実施機関の範囲, 請求権者の範囲
第6回	11月17日	市民ヒアリング
第7回	12月 2日	非公開事由
第8回	平成10年 1月12日	非公開事由
第9回	2月16日	個人情報保護のあり方・非公開事由
第10回	3月24日	審議会等の公開のあり方
第11回	4月13日	手数料
第12回	5月25日	外郭団体の情報公開
第13回	6月19日	有識者講話会
第14回	7月13日	市民ヒアリング
第15回	8月18日	これまでの議論の取りまとめ
第16回	8月19日	これまでの議論の取りまとめ

2 検討項目ごとの議論の要点

(1) 公文書公開制度の目的

〔現 状〕
目的（条例第1条） ① 地方自治の本旨に即した市政の発展 ② 公文書の公開を求める市民の権利 ③ 市政に対する市民の理解 ④ 市民と市政との信頼関係の増進 ⑤ 市民生活の利便の向上
〔これまでの議論の要点〕
条例制定後10年以上を経過し、市政に関する市民の情報ニーズが多様化していることや、地方分権の考え方が進展する中で、国の情報公開法案との調整を図りつつ、公文書公開条例の趣旨・目的の見直しを行う。 具体的に、「説明責務」、「知る権利」等の概念を盛り込むかどうかについては、引き続き検討する。

(2) 実施機関の範囲

〔現 状〕
実施機関の定義（条例第2条） 市長、公営企業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会
〔これまでの議論の要点〕
① 議会についても積極的に情報公開を推進すべきであるが、その自主性を尊重すべきであり、議会における検討の動向を見守っていくこととしたい。 ② 外郭団体についても積極的に情報公開を推進すべきであるが、独立した法人であることから、団体の性格や市との関係を踏まえて、引き続き検討する。

(3) 対象公文書の範囲

〔現 状〕
<p>公文書の定義（条例第2条）</p> <p>職員が職務上作成し、取得した、</p> <ol style="list-style-type: none">① 文書、図画、写真、これらのものを撮影したマイクロフィルム② 決裁、供覧その他これらに準ずる手続が終了したもの③ 実施機関が管理しているもの
〔これまでの議論の要点〕
<ol style="list-style-type: none">① 電磁的記録 OA機器の急速な普及に対応した市民サービスの向上の観点から、電磁的記録も対象として含める方向で検討することは、概ね異論はなかった。 ただし、横浜市の文書管理の現状がマニュアル情報を主体としたものであることから、実際にどの程度電磁的記録の公開の必要性があるのか、電磁的記録をどのように管理し特定するのかといった問題点を指摘する意見もあり、文書実務における今後の電子情報化の進展状況をみながら、電磁的記録の具体的な管理方法や閲覧・写しの交付方法などを、より具体的に検討する。② 決裁・供覧手続 横浜市の保有する情報について、文書管理上の手続の有無によって公開・非公開が決定されるのは問題であるといった意見があり、国や他都市においては、対象を決裁・供覧が終了したものに限定せず、組織共用文書に拡大しようとする動向も見受けられることから、対象公文書の範囲を拡大する方向で検討する。 なお、決裁・供覧といった手続要件については、決裁が終了しておらず本市としての意思決定が未了のものが公開されることにより問題が生じないか検討すべきであるという意見があった。また、決裁・供覧の対象となっていないような文書をどのように管理し、特定するのか困難であるといった技術的な難点を指摘する意見もあった。このため、決裁・供覧に代わる、対象公文書を特定するための新たな基準があるかどうか検討する。

(4) 請求権者の範囲

〔現 状〕
<p>公文書の公開を請求できるもの（条例第5条）</p> <ul style="list-style-type: none">① 市の区域内に住所を有する者② 市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体③ 市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者④ 市の区域内に存する学校に在学する者⑤ 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの
〔これまでの議論の要点〕
<p>横浜市の情報公開制度は、第一義的には市民のものであるが、本市の行政活動等の広域化を踏まえ、請求権者の範囲を拡大し、「何人も」とする方向で検討する。</p>

(5) 非公開事由（公開・非公開の判断基準）

〔現 状〕
<p>非公開事由の規定（条例第9条第1項）</p> <ol style="list-style-type: none">① 個人情報② 事業活動情報③ 財産等保護情報④ 国等関係情報⑤ 意思形成過程等情報⑥ 行政運営情報⑦ 法令秘情報
〔これまでの議論の要点〕
<p>① 個人情報については、これまで「個人識別型」の規定とすべきか「プライバシー型」の規定とすべきかについて慎重に審議を重ねてきた。</p> <p>「プライバシー型」の規定は、通常他人に知られたいと認められる情報を非公開とするものであるが、プライバシーの範囲を行政が第一義的に判断することは問題であり、実際の運用にあたっては困難が予想される。</p> <p>そこで、特定の個人が識別され又は識別され得る情報を非公開とする「個人識別型」を基本とするが、非公開範囲が広くなり過ぎるという問題があるため、ただし書の規定により公開範囲を広げる方向で検討する。</p> <p>特に公務員の職務の遂行に係る情報については、特別の規定をおく方向で検討する。</p> <p>② 事業活動情報及び財産等保護情報については、現行条例の規定どおりとすることで、概ね意見の一致をみた。</p> <p>③ 意思形成過程等情報及び行政運営情報については、非公開範囲が広くなりすぎるとの指摘があり、より限定する方向で検討する。また、これらと同様に行政の事務事業に関する情報である国等関係情報や法令秘情報の規定との関連も考慮しながら、市民から見たわかりやすさにも配慮しつつ、それぞれの規定のあり方を引き続き検討する。</p> <p>なお、国の地方分権推進計画に定められた事務区分の変更（機関委任事務の廃止等）が行われることに伴い、国との関係に係る情報に関して適用する非公開条項の規定については、あわせて検討する。</p>

(6) 個人情報保護のあり方

〔現 状〕
① 個人情報保護に係る2条例が存在する。(「横浜市電子計算機処理等に係る個人情報保護条例」及び「横浜市公文書の公開等に関する条例」) ② 公文書公開条例には、情報の収集・記録、目的外利用、外部提供、事務の委託、情報目録の作成に関する規定がない。
〔これまでの議論の要点〕
個人情報保護(本人開示請求等)については、個人のプライバシーをより積極的に保護するために、マニュアル情報と電算情報とをあわせて対象とした総合的な個人情報保護条例の整備を検討し、その中で規定することが望ましい。

(7) 公文書公開審査会の審議のあり方

〔現 状〕
諮問から答申までに、長いもので約2年間を要している。
〔これまでの議論の要点〕
諮問から答申までの審議の期間を短縮するために、委員数を増やし部会制をとることなども含め、審議の迅速化を図る方途について具体的に検討する。

(8) 手数料

〔現 状〕
手数料 (条例第20条) 閲覧1件につき300円 写しの交付1枚につき30円
〔これまでの議論の要点〕
<p>① 閲覧手数料については、費用負担の公平性に留意しながら、より利用しやすい制度とする方向で検討するとともに、制度の円滑な運用を確保し、行政の事務に支障をきたさぬような制度上の工夫についても検討する。</p> <p>なお、閲覧手数料を民主主義のコストとして自治体が負担し、無料とすべきとの意見もあるため、有料・無料の両面から引き続き検討する。</p> <p>② 複写費用については軽減の方向で検討する。なお、カラーコピーや電磁的記録の複写等、様々な形態の提供方法に対応して、実費相当額の徴収が可能な柔軟な規定とする必要がある。</p>

(9) 文書保存・管理のあり方

〔現 状〕
① 横浜市文書取扱規程が定められている。(保存期間の規定：総務局長が制定，1種文書の廃棄期限は規定なし。) ② 公文書の特定方法：窓口での対応による文書特定 ③ 文書分類表・公文書目録からの完全な検索は困難
〔これまでの議論の要点〕
国の法案では，決裁・供覧という手続要件を外しているが，対象を行政が組織的に保有する文書として拡大した場合，文書管理のあり方からの検討を踏まえた文書管理規程の見直しの必要がある。 また，公文書の目録情報を管理するシステムの導入等により，文書の検索を容易にする必要がある。

(10) 審議会等の会議の公開のあり方

〔現 状〕
① 原則公開を規定 → 建築審査会 ② 会議等の非公開を規定 → 財産評価審議会，民生委員推薦会，建築紛争調停委員会，国際学生会館入居者審査会
〔これまでの議論の要点〕
① 審議会等については，その性格や審議対象を踏まえて，情報公開の推進を図るべきである。 ② 現行の公文書公開条例で非公開対象となっている意思形成過程情報との整合性や，会議中の非公開部分の取扱い等について検討する。

3 今後審議するその他の項目

現在までの審議において、前述の検討項目について議論してきたが、答申の草案作成に向けて、次に掲げる項目については、今後順次検討を加えていく予定である。

(1) 条例の名称

現行条例の名称は、「横浜市公文書の公開等に関する条例」であるが、審議中の政府法案が「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」とされていること、また、他自治体の制度見直しの中で、住民へより幅広い情報を提供するという観点から、情報化の進展に合わせて「公文書公開」から「情報公開」に改める動向も見られることから、本市条例についても検討を加える必要がある。

(2) 制度の適正利用

横浜市においても、一部の例外的な事例ではあるが、一請求当たり約 13,000 件に及ぶ建築確認関係書類や約 22,000 件に及ぶ支出命令書の請求など、いわゆる大量請求の事例が散見され、さらにその一部の例については、手数料未納のまま一部公開処分に対する異議申し立てを行うなど、明らかに行政の正常な運営を阻害する事態が発生している。このような明らかに行政の正常な運営を阻害する大量請求に対処する方策としては、条例第4条の「条例の目的に従いその権利を行使するとともに、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。」という規定では不十分であり、何らかのより具体的な適正利用の責務や著しく大量な請求があった場合の対応について規定することを検討する必要がある。

(3) 存否応答拒否（グロマー拒否）

情報公開法案（政府案）においては、「行政文書の存否に関する情報」（第8条）として、当該行政文書の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否することができる規定を設けているが、外交・防衛に関する情報に限らず、地方自治体においても、プライバシー情報などに関して存否応答拒否が必要と思われるような事例も生じている。そこで、公開請求の対象となる公文書が存在するか否かを明らかにしないで請求を拒否できる規定を設けることを検討する。

なお、この規定には実施機関側の誤用・濫用を防止する制度が必要であるので、この点も併せて検討する。

(4) その他

以上のほかにも、国の情報公開法案の審議経過等も参考にしながら、必要な検討を加えていくこととする。

資 料

- 1 横浜市公文書の公開等に関する条例
- 2 横浜市公文書公開審査会委員名簿
- 3 審査会での検討項目ごとの主な意見
- 4 市民ヒアリング時の意見
- 5 有識者講話会の概要

横浜市公文書の公開等に関する条例

制 定 昭和62年12月横浜市条例第52号

最近改正 平成5年12月横浜市条例第88号

第1章 総 則

(目的)

第1条 この条例は、公文書の公開等を求める市民の権利を明らかにするとともに、市政に関する情報の公開及び提供に関して必要な事項を定めることにより、市政に対する市民の理解を深め、市民と市政との信頼関係を増進し、併せて市民生活の利便の向上を図り、もって地方自治の本旨に即した市政の発展に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 実施機関

市長、公営企業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

(2) 公文書

実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真並びにこれらのものを撮影したマイクロフィルムであって、決裁、供覧その他これらに準ずる手続が終了し、実施機関が管理しているものをいう。

(3) 公文書の公開

実施機関が、第5条から第9条までに定めるところにより、公文書を閲覧に供し、又は公文書の写しを交付することをいう。

(4) 公文書の本人開示

実施機関が、第11条から第13条までに定めるところにより、公文書を閲覧に供し、又は公文書の写しを交付することをいう。

(5) 公文書の公開等

公文書の公開、公文書の本人開示及び第14条の規定により公文書を訂正することをいう。

(解釈及び運用)

第3条 実施機関は、公文書の公開等を求める市民の権利を十分に尊重してこの条例を解釈し、運用するものとする。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(適正利用に関する利用者の責務)

第4条 この条例の定めるところにより公文書の公開等を求めるものは、この条例の目的に従いその権利を行使するとともに、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

第2章 公文書の公開

(公文書の公開を請求できるもの)

第5条 次に掲げるものは、実施機関に対し、公文書の公開（第5号に掲げるものにあつては、そのものの有する利害関係に係る公文書の公開に限る。）を請求することができる。

- (1) 市の区域内に住所を有する者
- (2) 市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市の区域内に存する学校に在学する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの

(公文書の公開の請求手続)

第6条 公文書の公開を請求しようとするものは、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあつては、その代表者の氏名
- (2) 請求しようとする公文書を特定するために必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

(公文書の公開の請求に対する決定等)

第7条 実施機関は、前条に規定する請求書を受理したときは、受理した日の翌日から起算して14日以内に、請求に係る公文書を公開する旨又は公開しない旨の決定をしなければならない。

- 2 実施機関は、前項の決定をしたときは、前条に規定する請求書を実施機関に提出したもの（以下「請求者」という。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知しなければならない。
- 3 実施機関は、やむを得ない理由により、第1項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、延長の理由及び決定できる時期を、速やかに、書面により通知しなければならない。
- 4 実施機関は、第1項の規定により、公開しない旨の決定（第9条第2項の規定に基づき、請求に係る公文書の一部を公開しないこととする場合の当該公開しない旨の決定を含む。以下この項において同じ。）をしたときは、第2項の規定による通知書にその理由を記載しなければならない。

この場合において、公開しない旨の決定をした公文書が、期間の経過により公開すること

ができるようになることが明らかであるときは、その旨を付記しなければならない。

- 5 実施機関は、第1項の規定による決定をする場合において、当該決定に係る公文書に第三者に関する情報が記録されているときは、あらかじめ、当該第三者の意見を聴くことができる。

(公文書の公開の実施)

第8条 実施機関は、前条第1項の規定により、公文書の公開をすることを決定したときは、遅滞なく、請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

- 2 実施機関は、公文書の公開をする場合において、当該公文書の保存に支障が生ずると認められるとき、その他相当の理由があるときは、当該公文書の写しにより、公文書の公開をすることができる。

- 3 公文書の公開をする日時及び場所は、実施機関が定める。

(公開しないことができる公文書)

第9条 実施機関は、請求に係る公文書に次のいずれかに該当する情報が記録されているときは、当該公文書の公開をしないことができる。

- (1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの(法令又は条例(以下「法令等」という。)の規定により行われた許可、免許、届出その他これらに相当する行為に際して作成し、又は取得した情報であって、公開することが公益上特に必要と認められるものを除く。)

- (2) 法人(国及び地方公共団体を除く。)その他の団体(以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人に明らかに不利益を与えると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 事業活動によって生ずる危害から人の生命、身体又は健康を保護するため、公開することが必要と認められる情報

イ 法人等又は事業を営む個人の違法又は著しく不当な事業活動によって生ずる支障から市民の生活を保護するため、公開することが公益上必要と認められる情報

- (3) 公開することにより、人の生命、身体、財産等の保護その他の公共の安全の確保及び秩序の維持に支障が生ずると認められる情報

- (4) 国、他の地方公共団体又は公共的団体(以下「国等」という。)からの協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得した情報であって、公開することにより、国等との協力関係又は信頼関係が損なわれると認められるもの

- (5) 市の機関内部若しくは機関相互又は市の機関と国等の機関との間における審議、検討、調査研究等に関する情報であって、公開することにより、当該審議、検討、調査研究等に支障が生ずると認められるもの

- (6) 市又は国等が行う監査、検査、契約、交渉、争訟、試験、職員の身分取扱いその他の事務事業に関する情報であって、公開することにより、当該事務事業の目的が損なわれると

認められるもの、特定のものに明らかに利益若しくは不利益を与えると認められるもの、関係当事者間の信頼関係が損なわれると認められるもの又は当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の公正若しくは円滑な執行に著しい支障が生ずると認められるもの

(7) 法令等の定めるところにより、公開することができないと認められる情報

2 実施機関は、請求に係る公文書に、前項各号のいずれかに該当することにより公開しないことができる情報とそれ以外の情報とが併せて記録されている場合において、当該公開しないことができる情報の部分を容易に、かつ、請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、当該部分を除いて、公文書の公開をするものとする。

(公文書の任意的公開)

第10条 実施機関は、公文書の公開を請求することができる場合以外の場合において、公文書の閲覧又は写しの交付の申出があったときは、これに応ずるよう努めるものとする。

第3章 公文書の本人開示等

(公文書の本人開示)

第11条 第9条第1項第1号に該当する情報に係る個人（公文書の公開を請求できる者に限る。）は、実施機関に対し、当該情報が記録されている公文書の本人開示を請求することができる。

2 実施機関は、前項の規定による請求に係る公文書に、次のいずれかに該当する情報が記録されているときは、当該公文書の本人開示をしないことができる。

(1) 第9条第1項各号に該当する情報（同項第1号に該当する情報にあつては、本人以外の者に係るものに限る。）

(2) 本人の評価、判定、診断、指導、選考等に関する情報であつて、本人に開示しないことが正当と認められるもの

(公文書の本人開示の請求手続)

第12条 公文書の本人開示を請求しようとする者は、本人であることを明らかにした上、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 請求しようとする公文書を特定するために必要な事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

(準用)

第13条 第7条、第8条及び第9条第2項の規定は、公文書の本人開示について準用する。この場合において、第7条第1項及び第2項中「前条」とあるのは「第12条」と、第9条第2項中「前項各号」とあるのは「第11条第2項各号」と読み替えるものとする。

(公文書の訂正の請求等)

第14条 前3条の規定により公文書の本人開示を受けた者は、当該公文書に記録されている本

人に係る情報の事実の記載に誤りがあるときは、実施機関に対し、その訂正を請求することができる。

2 前項の規定により公文書の訂正を請求しようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所
- (2) 訂正の請求に係る公文書の件名
- (3) 誤りの箇所及び訂正の内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

3 実施機関は、前項に規定する請求書を受領したときは、実施機関に訂正の権限がないとき、その他訂正しないことにつき正当な理由があるときを除き、その誤りを訂正するものとする。

4 実施機関は、第2項に規定する請求書を実施機関に提出した者に対し、前項の規定により訂正した旨又は訂正しない旨を書面により通知しなければならない。この場合において、訂正しない旨の通知をするときは、その理由を付記しなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、公文書の訂正の実施等については、実施機関が定める。

(公文書の簡易開示)

第14条の2 第9条第1項第1号に該当する情報のうち実施機関があらかじめ定めた情報については、当該情報に係る個人は、実施機関に対し、本人であることを明らかにした上、口頭により当該情報が記録されている公文書の開示を請求することができる。

2 実施機関は、前項の規定により、公文書の開示の請求があったときは、遅滞なく、当該公文書の開示の請求をした者に対し、当該公文書を開示するものとする。

3 第1項の規定により公文書の開示を請求することができる期間及び場所並びに前項の規定により公文書の開示をする方法は、実施機関が定める。

第4章 救 済 手 続 等

(不服申立てがあった場合の手続)

第15条 公文書の公開等の請求に対する決定について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てがあった場合は、当該不服申立てに係る処分庁又は審査庁は、当該不服申立てが不適法であるとき、又は不服申立てを認容するときを除き、遅滞なく、横浜市公文書公開審査会に諮問し、その答申を尊重して、当該不服申立てに対する決定又は裁決を行うものとする。

(横浜市公文書公開審査会)

第16条 前条に規定する諮問に応じて審議を行わせるため、横浜市公文書公開審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、前項に定めるもののほか、公文書の公開等に関する重要事項について調査し、又は審議し、実施機関に意見を述べることができる。

- 3 審査会は、市長が任命する委員5人以内をもって組織する。
- 4 審査会の委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 審査会は、第1項に規定する審議を行うために必要があるときは、不服申立人、実施機関の職員その他関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な調査をすることができる。
- 6 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 7 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

第5章 市政情報の公開及び提供の推進

(市政情報の公開及び提供の推進)

第17条 市は、公文書の公開等の制度の普及、法令等に基づく情報の公表制度、広報刊行物の発行等の広報活動その他市政に関する情報を広く一般に提供する施策の拡充等の諸施策を総合的かつ積極的に推進し、もって市政に関する正確でわかりやすい情報を市民が的確に得られるよう努めるものとする。

(市政情報の収集及び整備)

第18条 実施機関は、刊行物その他の資料であって市民生活の利便の向上に資すると認められるものを積極的に収集し、及び適正に保管して、これらを市民の利用に供することができるよう努めるものとする。

- 2 実施機関は、公文書の公開等に当たって迅速かつ的確な検索ができるよう、あらかじめ、目録その他公文書の検索に必要な資料を整備しておくものとする。
- 3 実施機関は、国等の機関等との協力及び連携を図り、市政に関する情報の効果的な収集及び整備に努めるものとする。

(市政情報の公開及び提供施設の整備拡充等)

第19条 市長は、市民の利便のより一層の向上を図るため、市政に関する情報の収集及び整備並びにその公開及び提供を推進するための施設の整備拡充に努めるものとする。

- 2 市長は、市政に関する情報を市民が迅速かつ容易に得られるよう、前項に定める施設と区役所その他の市の施設との相互連携の確保に努めるものとする。

第6章 雑 則

(手数料等)

第20条 公文書の公開及び公文書の本人開示並びに第10条に定める公文書の任意的公開については、別表に定める額の手数料を徴収する。

- 2 市長又は公営企業管理者は、特別の理由があると認めるときは、手数料を減免することができる。
- 3 手数料の徴収の時期、方法等については、市長又は公営企業管理者が定める。

(他の法令等との調整)

第21条 この条例の規定は、法令又は他の条例の規定により公文書の閲覧若しくは縦覧、公文書の謄本、抄本等の交付又は公文書の訂正の手続が定められている場合については、適用しない。

- 2 前項に規定するもののほか、この条例の規定（前章の規定を除く。）は、横浜市中心図書館その他これに類する市の施設において収集し、整理し、又は保存している公文書であって、市民の利用に供することを目的として管理されているものについては、適用しない。

(実施状況の公表)

第22条 市長は、毎年1回各実施機関の公文書の公開等の実施状況について取りまとめ、公表するものとする。

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の規定は、次に掲げる公文書について適用する。ただし、第10条の規定に係る公文書については、この限りでない。
 - (1) この条例の施行の日以後に作成し、又は取得した公文書
 - (2) この条例の施行の日前に作成し、又は取得した公文書であって、その保存期間が10年以上と定められているもののうち目録が作成されたもの

附 則（平成3年12月横浜市条例第60号）

この条例は、平成4年3月1日から施行する。

附 則（平成5年3月横浜市条例第18号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成5年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の横浜市公文書の公開等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の請求又は申出に係る手数料について適用し、同日前の請求又は申出に係る手数料に

については、なお従前の例による。

別表（第20条第1項）

区 分	単 位	金 額
閲覧の場合	1件（簿冊にあつては1冊）につき	300円
写しの交付の場合	1件（簿冊にあつては1冊）につき	300円に写し1枚につき 30円を加えた額

- （備考）
- 1 「1件」とは、決裁、供覧その他これらに準ずる手続を一にするものをいう。
 - 2 閲覧に引き続いて、当該閲覧に係る公文書の写しを交付する場合には、当該閲覧及び写しの交付に係る手数料は、写しの交付の場合の手数料によるものとする。
 - 3 写しの作成に用いる用紙の規格は、市長又は公営企業管理者が定める。

横浜市公文書公開審査会委員名簿

～平成10年3月31日

氏 名	職 名
◎ 森 英 雄	弁 護 士
○ 島 田 茂	横浜市立大学商学部教授
三 辺 夏 雄	横浜国立大学大学院国際経済法学研究科教授
池 田 陽 子	弁 護 士
中 川 美佐子	関東学院大学経済学部教授

(◎は会長, ○は会長職務代理者)

平成10年4月1日～

氏 名	職 名
◎ 三 辺 夏 雄	横浜国立大学大学院国際経済法学研究科教授
○ 島 田 茂	横浜市立大学商学部教授
池 田 陽 子	弁 護 士
中 川 美佐子	関東学院大学経済学部教授
鈴 木 繁 次	弁 護 士

(◎は会長, ○は会長職務代理者)

審査会での検討項目ごとの主な意見

- 1 公文書公開制度の目的
- 2 実施機関の範囲
- 3 対象公文書の範囲
- 4 請求権者の範囲
- 5 非公開事由（公開・非公開の判断基準）
- 6 個人情報保護のあり方
- 7 公文書公開審査会の審議のあり方
- 8 手数料
- 9 文書の保存・管理のあり方
- 10 審議会等の会議の公開のあり方

1 公文書公開制度の目的

- 「知る権利」については、条例に入れることの法的な意味がどういうところにあるのか、入れることによって何がどう変わってくるのかということ、少し慎重に検討した方がいいのではないか。
- 国の方も「知る権利」の問題についてはかなり議論をし、結局、「知る権利」という言い方では結論としては入れないということになったわけで、純法律学的に言えば、この国の姿勢の方がいいのではないか。ただ、憲法学の方から非常に批判があったということも留意しておく必要があるのではないか。
- 情報公開の問題というのは、参政権を実質的に基礎づけるというような意味合いが強いのではないかと。情報は、本来主権者のものであり、参政権的なものの基礎になっていると思うが、その部分を強調する必要があるのではないか。
- 自由権的な「知る権利」というのは、情報の主体が本来は市民のものだという考え方で少し視点がずれているのではないかと。やはり、国民主権ということの強調が大事ではないかと。
- 「知る権利」を入れるかどうかという議論も重要だけれども、参加とか、監視とか、説明義務とかを入れるべきかどうかという議論も必要ではないかと。むしろこちらの方が重要ではないかと。

2 実施機関の範囲

(1) 議会

- 議会を入れることについては、我々は行政の補助機関であるから、議会の自律性との問題を少し慎重に考えないといけないのではないか。

- 議会は自律的な機能というのが非常に強いし、それは尊重しなければならないというような議論があった。こちらの方からどうこうと押しつけるのはどうか。今後、議会の方の御議論を注意してみたらどうか。
- 議会の動きを見ながらではなく、もっと積極的に我々は議会を入れるべきだという形でいった方がいいのではないか。

(2) 外郭団体

- 市民から見ると、横浜市とは別の法人にしているから情報公開の対象にならないとなると、なにかおかしいのではという感覚はあるのではないか。
- 外郭団体は非常に多様で、どこまでを公開対象とするかは難しいが、市が基本金等を100%出資しているものは、市が行っているのと変わらないので、対象としてもよいのではないか。
- 出資比率と外郭団体の行っている仕事と2つの観点から、外郭団体の情報公開について議論すべきである。また、商法法人は、民間との競争もあり、民間法人としての保護の点を考慮しなくてはならない。
- 仮に外郭団体を実施機関としても、異議申立てがあった場合、行政庁となりえない。したがって、現行条例の中に、外郭団体を実施機関として含めるのは難しいのではないか。
- 個々の外郭団体に対して、条例に準じた措置を促すくらいしかできないのではないか。

3 対象公文書の範囲

(1) 電磁的記録

- 今の趨勢から、実際の事務は大変だが、対象公文書に電子情報を入れるべきではないか。
- 電子情報を除くと形骸化しかねない。

(2) 決裁・供覧手続

- 公文書の定義については、簡明な形の方がその範囲は広がるような気もするが、実質的にいうと、横浜市の規定の仕方の方が中途半端なものが入らなくていいのではないか。
- 決裁・供覧という行政の内部的な基準で対象文書を確定していいのかどうか。しかし、管理という言葉を使うと、決裁・供覧という言葉で限定されていたものが外れてしまうので、今度は、管理という概念を確立しなければならないという問題が出てくるのではないか。
- 国は、決裁・供覧という手続要件で対象文書の範囲を画することは適切ではないとして排除しているのではないか。
- 職員会議の議事録のように、校長が判こを押していれば別だが、正式な手続も何もないのが公文書かどうかという問題がある。だから国みたいに決裁・供覧を外していいものかどうか問題があるのではないか。

4 請求権者の範囲

- 横浜市民も他の地方自治体の情報を入手する場合があるんだから、横浜市民と限らない方がいいのではないかという「何人説」的な意見もあるけれども、市民参加ということを前面に出していた場合には、やはり市民に限定すべきであろうという意見が、出てくるのではないか。
- 情報公開請求権というのは憲法上の権利を確認するということだったら、「何人も」でもいいのかなという気がするが、裁判は全部ではないが、情報公開請求権というのは条例によって創設された権利であるとし、憲法には、直接の根拠を求めているのではないか。
- 手数料を取るなら、「何人も」としてしまうこともいいのではないか。マニア的な人なども増えるだろうから、そういったものに対する担保があるのであれば、情報であるから、だれでもいいという本来の姿に戻ってもいいのではないか。

5 非公開事由

(1) 個人情報

- 個人情報について、今の識別型というのが非常によく詰められた上での議論ではあるが、個人が識別できれば何でも非公開というのでは範囲が広すぎるのではないか。
- 個人情報の決め方について、個人識別型では非公開の範囲が広すぎるという主張が、先日実施したヒアリングでもあった。
- 個人が識別されるものの情報がすべて重要な法的価値を持っているとは言えないのではないか。
- 「してはならない」という言い方をするのであれば、やはり一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるものというような何らかの形でプライバシーに限定するというのをしないとおかしくなるのではないか。
- 個人識別型において、本市のただし書きは貧弱ではないか。個人情報でここに該当しないものもフォローできるような文言をただし書きの中に入れてはどうか。
- それほど重要でない情報が公開されないという部分と公務員的なもの、あるいは公金的なものが公開されない部分との両方を考えなければいけないのではないか。
- プライバシーでも個人情報でも基本的人権にかかわるところであり、行政が判断して、勝手にやらせているのではなく、裁判手続で解決させる方が筋だという考え方もあるのではないか。
- プライバシー型の「知られたくないと望むことが正当であると認められる」という判断を誰がするのは難しい。識別型で、但書きでどの程度のものを縛るかということ、プライバシー型と比較しながら審議してみてもどうか。
- もともとプライバシーは本人の問題なのに、他人が判断する点に問題があるのではないだろうか。
- 識別型の例外規定には、あまり一般的な例外規定は置けないだろうから、普遍性がないものになってしまう。その意味で、プライバシー型というのは、ある一つの普遍的な価値を後でも判断できるという点で、識別型より理論的にすぐれているのではないか。

- 現行条例の個人情報の規定は不備なので、但し書きの部分を充実しなければならないのではないか。
- 保護に値しないような個人情報は非公開から除くとともに、公益上の観点から積極的に公開すべき個人情報を除けるような規定を置かなければならないのではないか。
また、公務員情報を特別扱いするかということと、「その他公開をすることが公益上必要であると認める情報」という規定を入れるかどうかということも、検討の必要があると思う。
現行条例では、但し書きで「許可、免許、届出その他に相当する行為に際して作成し、又は取得した情報で、公開することが公益だと認められる」という規定しか置いていないし、これも「許可、免許、届出」に限定すべきなのだろうか。国の要綱案でも採用されておらず、古い規定ではないか。
- また、「公表することを目的として作成した情報」の規定や「公務員情報」の規定を設けて公開していくというよりも、要綱案のように「慣行として公にされている情報、又は公にすることが予定されている情報」という規定の方がスマートな気がする。

(2) その他

- 意思形成過程情報がえらく広いという指摘があるので、検討の必要があるのではないか。
- 意思形成過程情報等の公開については、審議会等の公開とも絡み、問題となってくるのではないか。
- 第9条第6号（行政運営情報）についても、文言をどうするかという問題があるのではないか。

6 個人情報保護のあり方

- 個人識別情報でプライバシー情報でないものは外部に提供されるケースが出てくるが、個人情報としての外部提供の是非の審査と情報公開の審査の両方が必要になり、内部的な矛盾が生じてくるのではないか。
- 個人情報保護条例の対象をマニュアル情報にも拡大した場合に、適正管理の原則といった規定や自己情報開示請求の規定を適用するといった内容になるのではないか。
- コンピュータによる個人情報の処理は、特殊な部分があるはずだから、マニュアルの個人情報の保護と同じにはいかないのではないか。
- 個人情報保護制度も、マニュアル情報を入れるとか、電算結合の規定を変えとか、抜本的に見直す時期にあるのではないか。

7 公文書公開審査会の審議のあり方

- 諮問案件がだんだん溜まってきているが、迅速化するための方法をいろいろ講じてみて、なお恒常的に審議案件が溜まるようであれば、審査会自体のあり方や審議のやり方自体を考え直さなければならない。そこで、累積諮問案件を大枠で分類するよう事務局に指示したが、これをもとに議論してみてもどうか。

【注】大枠の分類

- A：過去の答申の類似の案件
 - B：比較的早期に結論が出せる案件
 - C：一定程度の審議期間が必要な案件
 - D：大量かつ複雑な案件
- 例えば指導要録などは、何回も答申を出しているのに、判断に変更がなければ、同じようなスタイルで答申が出せるのではないかと。他にも同じようなパターンが幾つかできつつあるのではないかと。
 - 他の委員会などで私は経験したが、事件ごとに主査委員を置き、その人が全部調べて審議した後、全体会議で結論を出すというやり方もある。時間を要する案件は、どなたか担当する委員が、事務局とともに調べて概略の結論を出して全体会議に諮っていただくという方法もあるのではないかと。
 - 主査を置く方法は、非常によいと思うが、おそらく予算の関係があるのではないかと。前回の議論の概略を記録する方法については、裁判所の書記官制度のようなものがあるといいが、今の事務局体制ではどうか。フィージビリティースタディー（実現可能性の検証）をすると大丈夫かなという気がする。

8 手 数 料

- いかにも有料がひどいような感じがするが、ただといってもそれは税金である。要するに、請求者が負担するのがいいのか、市民全体が負担するのがいいかという問題ではないのか。
- 環境アセスメントや都市計画法の縦覧は無料ではないか、という意見があるが、情報公開は、無条件に出せるものとは異なり、公開にあたって作業があるのだから、その実費については考える必要があるのではないかと。
- 大多数の人が制度を利用するということなら、税金で賄うということもわかるが、利用者がごく少数ということになると、税金でまかなうのは問題があるのではないかと。
- 行政情報は、市民の共有財産であり、保管している共有財産を公開するために、手続のための実費として手数料がかかる。それが民主主義のためのコストと考えてはどうか。
- 現行条例では、情報公開の請求権者を在住・在勤者等に限定しているが、これを何人もとした場合、他県他都市からの請求に対しても、そのコストを横浜市が負担するのかという問題があるのではないかと。
- 大量請求に対して、例えば分割するなど、どのように対処するのかを条例に明確に規定し、国と同様に部分的に見せていくという対処が出来るのであれば、閲覧手数料は無料にした方がいいと思うが、それが出来なければ、別途考えなければならないのではないかと。

- 情報公開は、住民票交付のようなサービスと異なり、市民一般の知る権利と考えるならば、他縣市はともかく、税金を払っている市民に対しては、無料とすべきではないか。
- 特定の方々に利用されている制度だとしても、制度の理念は市民に開かれている。手数料の問題を現実から判断するか、制度自体から判断するかの違いではないか。
- 有料にした場合、副次的効果として、大量請求を押さえる効果があるが、大量請求イコール濫用的とは一概にいえないのであるか。
- 大量請求に対する行政の対応として、国の情報公開法案11条規定（開示決定等の期限の特例）のような内容は必要ではないか。
- 横浜市の情報公開の1枚30円は、高いという気がする。

9 文書保存・管理のあり方

- 公文書の管理システム、事務のあり方についても検討すべきではないか。
- 文書管理規定の問題として、文書管理条例というか、やはり整理する必要があるのではないか。何を公文書にシなくちゃいけないのかというのをはっきり決めておく必要があると思う。
- 文書の管理検索は、廃棄との関係も検討する必要があるのではないか。

10 審議会等の会議の公開のあり方

- 会議の際に、プライバシーに関することや事業活動に関することが、部分的に出てきた場合には、どうするのだろうか。
- 会議の途中で、突然、非公開事由に当たることが出てくることもあるのではないか。
- 会議を公開すると、公文書公開条例の非公開事由である意思形成過程情報との整合を保てるようにしていくことが必要なのではないか。
- 審議会等の公開については、市に対してどの程度のことを提言するかということについて、いろいろ試行錯誤をしながら、もう一度検討してみよう。

市民ヒアリング時の意見

第149回（第6回制度見直し）横浜市公文書公開審査会

平成9年11月17日、「神奈川市民オンブズマン」及び「知る権利横浜の会」から意見聴取を行った結果、横浜市の情報公開制度の見直しに関して、

- ① 目的に「知る権利」を明記すること。
- ② 議会、外郭団体も公開対象とすること。
- ③ 公開対象文書を録音、磁気テープまで拡大すること。
- ④ 公文書保存期間を延長すること。
- ⑤ 請求時の文書名特定を柔軟に対応し、文書を請求しやすい制度にすること。
- ⑥ 請求権者を「何人も」とすること。
- ⑦ 請求者のプライバシー保護を徹底すること。
- ⑧ 意思形成過程を公開対象とすること等、非公開事由を限定すること。
- ⑨ 総合的な個人情報保護制度の創設を図ること。
- ⑩ 審査会の審査を迅速に行うこと。
- ⑪ 口頭意見陳述を休祭日にも開催すること。
- ⑫ 閲覧手数料の無料化とコピー代の引き下げを行うこと。

などの意見が出された。

第172回（第14回制度見直し）横浜市公文書公開審査会

平成10年7月13日、制度を利用されている市民の方々から、横浜市の情報公開制度の見直しに対して、

- ① 条例に「住民の参政権を保障するための「知る権利」を明記し、情報公開の意義を明確にすること。
- ② 文書請求者の居住・勤務先等の制限を廃止し、外国人を含む全ての人々が開示請求出来るようにすること。
- ③ 文書公開の対象となる機関を、議会及び市が出資している特殊法人・外郭団体等にまで拡大すること。
- ④ 対象公文書を「決裁・供覧文書」だけではなく、住民説明会での行動計画など「職員が作成もしくは取得した全ての文書」とすること。
- ⑤ 「非公開事由」を、例えば「著しく支障をきたすもの」等、限定的に規定し直すこと。
- ⑥ 行政処分に対し異議申立てがあった場合には必ず意見陳述の機会を保障し、並びに答申期間を1年以内に短縮する等、救済手続きの改善に努めること。
- ⑦ 市民を含む「公文書公開制度改善審議会」を新設し、公文書公開制度の解釈・運用状況を点検し、制度の「見直し」等について恒常的に行えるようにすること。
- ⑧ 「決裁・供覧文書整理簿・委託業務調書」を閲覧文書とし、検索システム等を充実させること。
- ⑨ 手数料とコピー代の無料化を行うこと。

などの要望が出された。

第169回（第13回制度見直し）横浜市公文書公開審査会

有識者講話会「情報公開に関する諸問題について」（平成10年6月19日開催）

講師 横浜国立大学名誉教授 成田頼明氏

I 情報公開条例見直しの必要性とその理由

1 客観的状況の変化

我が国では、従来の行政システム・慣行が崩壊し、明治維新・戦後復興に次ぐ第3の改革の時代に突入している。自治体行政運営に対する住民の批判・監視の強化、ボランティア・NPO活動の高まりなど行政に対する住民意識が変化しつつあること、さらに、諸外国からの外圧により、行政の公正透明性の向上が望まれている等、客観的状況が変化しつつある。

また、地方分権推進計画により、地方公共団体の自己決定・自己責任能力が強化される動きがある。

このような中で、国の情報公開法の制定、また、東京都の情報公開制度の改定作業は、全国の自治体の情報公開に影響を与えることとなろう。

2 国の情報公開法案の与える影響

(1) 基本理念

- ・説明責任・公正透明といった考え方は、旧来の価値観（個性の消失、ムラ社会）には存在しないものであるが、時代は、個人が自己判断で行動し、それによって生じた結果に対して自己責任を負う社会への転換を求めている。
- ・行政改革委員会情報公開部会で議論した結果、基本理念に「知る権利」は入れず、国民主権の観点から目的規定に「説明責任」を入れることでまとまった。

(2) 情報公開制度の枠組みの違い

- ・請求権者：国は「何人」も対象。地方は、「住民」に限定している事例多い。
- ・対象機関：国の法案では、国会及び裁判所を除く国の機関を対象としている。市では、議会は対象外。府県では、公安委員会が対象外。
- ・開示義務と非開示事項の定め方：事項的要素と定性的要素を組み合わせた6類型の区分けにより、非開示事項を厳格化

II 見直しの主要論点

1 請求権者の範囲

電子情報へのアクセスがボーダーレスになってきており、特定の対象者に限定することが困難になりつつあることや、外国人にも門戸を広げたほうが日本の国際化に有益であることから、「何人も」と考える積極説、一方、当該自治体の住民以外の請求に対して、自治体の公費を使って無差別に提供するの不適切とのことから、「市民に限定する」と考える消極説あり。

2 実施機関

(1) 議会（公安委員会）、大学

議会を公開対象から除外する理由はないが、最終的には議会の判断に委ねるべき。

また、国立大学も、大学自治だからといって聖域とはならない。

(2) 第三セクター

市の管理する機関ということで問題となっており、地方公共団体の場合、100%出資団体か、100%未満も含めるかが争点。

3 対象文書

(1) 行政文書の定義

国は、行政文書の定義を、「職員が職務上、作成または取得した文書・電磁的記録」「行政機関の職員が組織的に用いるもの」としており、東京都も「組織として共用するもの」を対象文書としている。

(2) 電子情報

また、電子情報については、不正請求、不正アクセスへの対処などの課題はあるが、国・都ともに対象としている。

4 開示・非開示の枠組み

国の法案では、非開示事項を除き原則として開示義務が生ずるという考え方を採用している。公務員の守秘義務とも密接に関わる問題である。

また、公益に基づく行政の裁量開示規定あり。

5 非開示事項

(1) 個人情報

個人識別型とプライバシー型がある。神奈川県条例制定時、プライバシーを直接条文に書けないことから、外国の事例を参考に、個人識別型を採用したものが先例として定着し、国の法案も個人識別型を採用している。

(2) 合議制機関情報

対象となる機関の性質により検討を行い、公開・非公開を決すべきである。

(3) 行政運営情報

司法の判断では、甘い規定に過ぎるとの批判あり。信頼関係に支障が生ずることを理由とする非公開情報は、具体的な支障について立証がきちんと出来ない、原則公開となってしまうため、非公開範囲を限定する必要あり。

6 不存在情報

(1) 現実に文書が不存在

処理済により、抹消された資料、火事により紛失してしまった資料等は、非開示決定としている例が多い。

(2) 存否情報（グロマー拒否）

資料の有無についても回答しない情報のこと。

(ex. 国の防衛、外交情報、特定の個人の病歴、入港船舶の核搭載の可否など)

7 手数料

- ・東京都の見直しでも、手数料は争点となっている。
- ・市民運動の代表者からは、知る権利があるから無料にすべきだとの主張がある。
- ・憲法上の権利があるから全て無料でサービスが受けられるというわけではない。
- ・情報公開を請求した人のために職員が特別に対応しているのだから、開示請求権を不当に妨げるような金額でない限り、利用者が受益の範囲で負担をするのはおかしくない。

市民の皆様の意見募集

「公文書公開制度等のあり方」に関するこれまでの議論の取りまとめについてのご意見をお寄せください。

皆様からのご意見をいただきながら、最終答申の取りまとめを行ってまいります。

下のハガキにご意見を記入の上、平成10年11月30日（月）までに事務局あてお送りください。

50円切手
を貼って
ください。

〒 231-0017

横浜市中区港町1-1
横浜市市民局市民情報室内

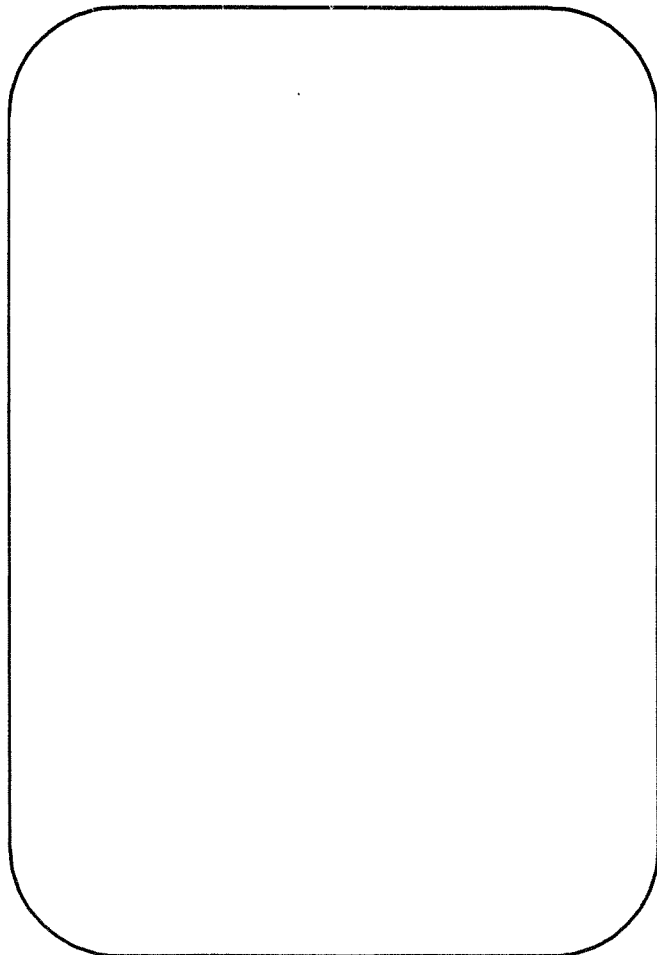
「横浜市公文書公開審査会」事務局行

郵便番号

ご住所

お名前

—ご意見欄—



「公文書公開制度等のあり方」に関する
これまでの議論の取りまとめ

平成 10 年 9 月 発行
発行 横浜市市民局市民情報室
〒 231 - 0017 横浜市中区港町 1 - 1
Tel 045 - 671 - 3862

横浜市広報印刷物登録 第 100344 号
類別・分類 A-DA075